

豊橋市図書館サポーター広告事業募集要領

1 趣旨

この要領は、豊橋市図書館（中央図書館、向山図書館、大清水図書館）内の雑誌カバー等を広告媒体として活用し、それによって雑誌等の納入をしていただく企画を提案、実施する事業を行うにあたって、その事業者（以下「事業者」といいます。）を募集するものです。

2 広告を設置する施設

(1) 中央図書館

- ・所在地

愛知県豊橋市羽根井町48番地

- ・開館日及び開館時間

火曜日から日曜日 午前9時半から午後7時まで

（ただし、土日祝は午前9時半から午後5時まで）

※平成29年度の年間開館日数は290日（予定）

- ・施設の概要（平成28年度実績）

延べ床面積 : 5,655㎡

入館者数 : 379,420人

蔵書数 : 674,947冊

(2) 向山図書館（豊橋市民文化会館内）

- ・所在地

愛知県豊橋市向山大池町20番地の1

- ・開館日及び開館時間

中央図書館と同じ

- ・施設の概要（平成28年度実績）

延べ床面積 : 766㎡

入館者数 : 149,856人

蔵書数 : 267,948冊

(3) 大清水図書館（大清水まなび交流館ミナクル内）

- ・所在地

愛知県豊橋市大清水町字彦坂10番地の7

- ・開館日及び開館時間

火曜日から日曜日 午前9時から午後9時まで

※平成29年度の年間開館日数は290日（予定）

- ・施設の概要（平成28年度実績）

延べ床面積 : 1,118㎡

入館者数 : 278,792人

蔵書数 : 61,023冊

3 事業概要

(1) 概要

- ア 広告媒体として、豊橋市図書館内に配架されている雑誌カバーの他、図書館内外の壁面等を活用することができます。
- イ 年間広告掲載料は200,000円（消費税及び地方消費税含む）以上とします。図書館に対し、決定額に相当する雑誌等を納入していただきます。納入していただく雑誌等については1年単位で決定します。
- ウ 事業者は、広告主である図書館サポーター（以下「図書館サポーター」といいます。）の募集及び問い合わせ、広告の製作・設置・運用・保守・撤去等一連の業務について責任をもって行うこととします。
- エ 広告の設置場所等の詳細は別紙「豊橋市図書館サポーター広告事業仕様書」を参照してください。
- オ 図書館サポーターの対象者及び広告内容は、別に定める「豊橋市広告掲載要綱」、「豊橋市広告掲載基準」に基づきます。

(2) 広告期間

平成30年7月1日から平成35年6月30日までの5年間

4 広告媒体の種類等

(1) 種類

雑誌カバー、館内外の壁面等を活用した広告

(2) 広告の規格等

ア 雑誌カバー広告

- ・雑誌カバーの背面

※雑誌カバーは、雑誌の寸法に合わせて様々なものがあります。最小は幅 150mm×高さ 220mm程度、最大は幅 250mm×高さ 330mm程度です。広告サイズは事業者の裁量とします。

- ・最大 370 誌程度

イ 図書館内外の壁面等を活用した広告

- ・B1判～B0判程度
- ・利用や業務に支障がない範囲で、最大 12 枠まで掲載が可能

(3) 掲載広告

豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準に合致する企業広告等

5 原状回復

事業者は、事業期間が満了したときは、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

6 参加資格要件

(1) 提案資格は、参加意向申出書（様式1）の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- ア 公告日において、平成28・29年度の豊橋市競争入札参加資格者名簿（物品等）の中分類（映画等製作・広告・催事）・小分類（広告）について登録されていること。

- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ウ 公告日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- オ 公告日から事業者の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

7 担当部局

豊橋市中央図書館

〒441-8025 愛知県豊橋市羽根井町48番地

電 話：0532-31-3131

ファックス：0532-31-4254

電子メールアドレス：tosho@library.toyohashi.aichi.jp

8 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりです。

(2) 参加意向申出書の添付書類

ア 当該法人の現在事項全部証明書の写し（発行後3月以内のものに限ります。）

イ 会社概要（様式4）、必要に応じ会社パンフレットなど

9 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 8（2）に記載する書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4判縦により提出

(3) 提出先

7 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（休館日を除く毎日9時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）

(5) 提出期限

平成30年3月9日（金） 午後5時必着

10 参加意向申出、募集要領、仕様書等に関する質問

(1) 質問先

7 担当部局と同じ

(2) 質問期間

平成30年2月21日（祝水）から平成30年2月27日（火）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式5）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出

※ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行ってください。

(4) 回答 平成30年3月2日（金）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認してください。

<http://www.library.toyohashi.aichi.jp/>

1 1 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無について「提案資格確認結果通知書（様式2）」により、結果を通知します。

※平成30年3月16日（金）発送予定

1 2 提案書の作成要領

(1) 提案書記載事項

- ア 事業の概要（業務の全体像、業務範囲等）
- イ 広告媒体の設置について（規格、設置数、設置場所等）
- ウ 広告の募集、制作及び審査について（実施体制等）
- エ 問い合わせ、緊急時の対応について
- オ 年間広告掲載料
- カ 導入スケジュールについて
- キ 類似業務の実績
- ク その他提案事項（任意）

(2) 提案書記載にあたっての注意事項

提案者名が特定できるような記述をしないこと。

1 3 提案書の提出方法

(1) 提出書類及び部数

A4判縦により6部を提出

(2) 提出先

7 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（休館日を除く毎日9時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 提出期限

平成30年4月4日（水） 午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とします。

1 4 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書等の著作権は提案者に帰属します。なお、本募集の契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとします。
- (2) 本募集に係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合は

あるものとしします。

- (3) 提出された提案書等は、本募集における契約候補者の特定以外の目的では使用しません。
- (4) 提出された提案書等は、返却しません。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとしします。

1 5 評価の方法及び契約候補者の特定

(1) 審査

提出された提案書等について、豊橋市図書館サポーター広告事業者選定委員会において評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行います。

(2) 評価基準

別添「評価基準」によります。

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行います。

イ 提案者が一者であっても、成立するものとしします。

ウ 評価委員会各委員の持ち点（50点）を合算した値の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しません。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとしします。

1 6 評価結果に関する事項

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式3）」により通知します。

1 7 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とします。

- (1) 本募集要領に示した参加資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 年間広告掲載料が200,000円を下回る提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 8 契約の締結

(1) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について協議し、確定するものとしします。

(2) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとしします。

ア 「6 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

19 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、書面にて辞退する旨を速やかに提出してください。
- (2) 提案に係るすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は認めません。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとします。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負いません。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出してください。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (7) 募集の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

評価基準

| 評価項目 | | 基準 |
|---------------|--------------------|---|
| 提案事項 (30点) | 業務責任 | 一連の業務について事業者の責任と費用負担で行われ、市の負担が少ないかどうか |
| | 広告事業 (規格、設置内容) | 広告物は安全かつ利用に支障がない内容か、 |
| | 広告事業 (募集、制作、審査) | 図書館サポーター（広告主）の募集や内容審査において、市の基準に適合するよう配慮されているか |
| | 問合せ 緊急時対応 | 問合せや不意な事項への対応が可能か |
| | 実績 | 同種・類似業務の実績があるか |
| | その他提案 | その他評価できる提案があるか |
| 年間広告掲載料(20点) | | (消費税及び地方消費税含む) |

- ※ 年間広告掲載料以外の項目については、5段階で配点します。
「5」特に優れている 「2」やや優れている 「3」普通 「2」やや劣っている 「1」劣っている
- ※ 年間広告掲載料については、最高金額を20点とし、他の金額の得点は、
 $\text{提示金額} \div \text{最高金額} \times 20\text{点}$ （小数点2位以下切り捨て）により配点します。

日程

| | |
|--------------|------------------------|
| 公告 | 平成30年2月21日 |
| 質疑提出 | 平成30年2月21日から平成30年2月27日 |
| 回答 | 平成30年3月2日 |
| 参加意向申出書提出期限 | 平成30年3月9日 |
| 提案資格確認結果通知発送 | 平成30年3月16日頃 |
| 提案書の提出 | 平成30年3月20日から平成30年4月4日 |
| 特定（非特定）結果通知 | 平成30年4月10日頃 |
| 契約締結 | 平成30年4月中旬 |
| 広告期間 | 平成30年7月1日から平成35年6月30日 |